

4 長期給付

(1) 長期給付の概要	1
(2) 公的年金制度	2
(3) 年金制度の改正について（被用者年金一元化）	3
(4) 年金の支給額	5
(5) 老齢給付	6
(6) 障害給付	10
(7) 遺族給付	15
(8) 離婚時の年金分割制度	17
(9) 年金の併給調整	19
(10) 退職一時金の返還	19
(11) 所得による年金の支給停止	20
(12) 雇用保険法の給付と年金の調整	22
(13) 年金にかかる税金	22
(14) 刑罰等による給付の制限	22
(15) 時効について	23
(16) 基礎年金番号について	23
(17) 年金の支給	23
(18) 退職時の手続き	23

4 長期給付事業

(1) 長期給付の概要

① 長期給付とは

長期給付とは、公務員等共済組合員の退職後における生活の安定およびその遺族の生活の安定を図るために、共済組合が保険者となって行う公的年金給付です。

年金の種類は、給付事由によって「老齢厚生年金」、「障害厚生（共済）年金」・「障害手当（一時金）」、「遺族厚生年金」があります。

なお、加入期間は、すべての公務員共済組合期間については通算し、退職時の（最後に加入していた）共済組合で計算され、決定および支給を行います。（私学共済は除きます。）

② 長期給付の種類（一元化後）

年金には、支給される事由（給付事由）により、3つの種類があります。給付事由の異なる複数の年金を同時に受給することはできません。いずれか1つを選択し受給することになります。

給付事由	厚生年金		国民年金 (基礎年金)
	種類	支給要件	
老齢給付	老齢厚生年金	一定の組合員期間があり支給開始年齢に達したとき	老齢基礎年金
障害給付	障害厚生年金	組合員期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害状態となったとき	障害基礎年金
	障害手当金	障害厚生年金が支給されない程度の障害状態にあるとき	
遺族給付	遺族厚生年金	組合員又は組合員であった者が死亡したとき	遺族基礎年金

(2) 公的年金制度

現在の公的年金制度は、昭和 61 年 4 月 1 日以降、「国民皆年金制度」により 20 歳以上 60 歳未満の全ての方の国民年金への加入が義務付けられました。この結果、被用者年金制度の被保険者は、厚生年金とともに国民年金にも加入することになり、同時に 2 つの年金制度に加入することになりました。

公的年金制度は、図のように全国民に共通した国民年金（基礎年金）と、この上乗せ制度である被用者年金（厚生年金・共済年金）の 2 階建ての体系となっています。さらに、「厚生年金基金」や「職域年金相当部分」を含めると 3 階建ての体系となります。

なお、平成 27 年 10 月からの被用者年金一元化により職域年金相当部分は廃止となり、新たな年金制度として「年金払い退職給付」が創設されました。

【公的年金制度の体系】

3 階	年金払い退職給付※2			
	(厚生年金基金) ※4	経過的職域加算額※1		
2 階	厚生年金		国民年金基金 (任意加入)	
1 階	国民年金（基礎年金）			
	民間 サラリーマン等	公務員等	被扶養配偶者※3	自営業・ 学生

※1 「職域年金相当部分」は、被用者年金一元化に伴い廃止となりましたが、平成 27 年 9 月までの共済組合加入期間を有する方には、経過措置として平成 27 年 9 月までの加入期間に応じた「職域年金相当部分」が支給開始年齢から支給されます。

※2 「年金払い退職給付」は、共済年金の職域年金相当部分廃止後の新たな年金制度として創設されました。これは地方公務員の退職給付の一部として設けられるもので、「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の 3 種類の給付があります。なお、半分は有期年金、半分は終身年金として 65 歳から支給されます。

※3 国民年金第 3 号被保険者（被扶養配偶者）は、満 20 歳以上満 60 歳未満の被扶養配偶者となります。

※4 厚生年金基金は、事業主が設立し（任意）、その事業所の被用者が任意で加入しています。

(3) 年金制度の改正について（被用者年金一元化）

平成 27 年 10 月 1 日からの被用者年金制度一元化により、「共済年金制度」は「厚生年金制度」に統一され、公務員等も「厚生年金制度」に加入することになりました。

なお、一元化後も年金記録の管理や年金額の裁定、支給は公立学校共済組合が引き続き行うこととなります。

【被用者年金一元化に伴う主な改正項目】

- ① 平成 27 年 10 月 1 日以降に決定する年金の名称は「厚生年金」となります。
- ② 共済年金の職域年金相当部分は廃止されます。
 - ◎一元化以降に受給権が発生する方には、経過措置として平成 27 年 9 月までの共済組合加入期間に応じた職域年金相当部分が支給開始年齢から支給されます。
 - ◎職域年金相当部分に代わる新たな年金として、「年金払い退職給付」が創設されます。
- ③ 共済年金と厚生年金の制度的な差異は、基本的に厚生年金に揃えて解消されます。
 - ◎被保険者の年齢は 70 歳までとなります。
 - ◎未支給年金の給付範囲が、生計を同じくしていた兄弟姉妹・甥姪等が加わり、相続人への給付は廃止されます。
 - ◎障害給付の支給要件として、初診日の前々月までの保険料納付済期間および保険料免除期間を合算した期間が 3 分の 2 以上必要となります。
 - ◎遺族給付の転給制度が廃止されることにより、先順位者が失権した場合、次順位以下の者に支給されません。
 - ◎老齢給付の在職支給停止の内容が次のとおりとなりました。

●年齢によって支給停止基準額が区分されます。
→65 歳未満：（賃金＋年金）が 28 万円を超えた場合、年金の一部又は全部が支給停止
→65 歳以上：（賃金＋年金）が 46 万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止
※基準額（46 万円、28 万円）は、賃金や物価の変動に応じて改定されます。

- ④ 地方公務員等の厚生年金保険料率は段階的に引き上げられ、民間サラリーマン等の厚生年金保険料率と統一されます。
- ⑤ 「退職等年金給付（年金払い退職給付）」が創設されました。
共済年金独自の「職域年金相当部分（3 階部分）」廃止後の新たな年金として、「退職等年金給付（年金払い退職給付）」が新たに創設されました。

ア 年金払い退職給付の種類

種類	概要
退職年金	<ul style="list-style-type: none"> ●1年以上引き続き組合員期間を有する方が、退職した後65歳に達したとき、または65歳に達した日以降に退職したときに支給されます。(60歳から繰上げ可能です。また、70歳までは繰下げも可能です。) ●半分は有期年金、半分は終身年金として支給されます。 ●有期年金の支給期間は10年または20年のいずれかを選択します。(一時金の選択も可能です。) ●受給者がお亡くなりになった場合は、有期年金の残余部分が遺族の方に一時金として支給されます。終身年金は終了します。 <p>《イメージ》</p>
公務障害年金	<ul style="list-style-type: none"> ●公務による傷病により障害の状態になった方に、障害の状態である間支給されます。
公務遺族年金	<ul style="list-style-type: none"> ●公務による傷病により亡くなられた場合で、遺族の方がいるときに支給されます。

イ 年金払い退職給付の仕組み

年金払い退職給付は、組合員一人ひとりに仮想の個人勘定を設定し、将来自分が受け取る年金に必要な原資をあらかじめ労使折半で積み立てる「積立方式」です。

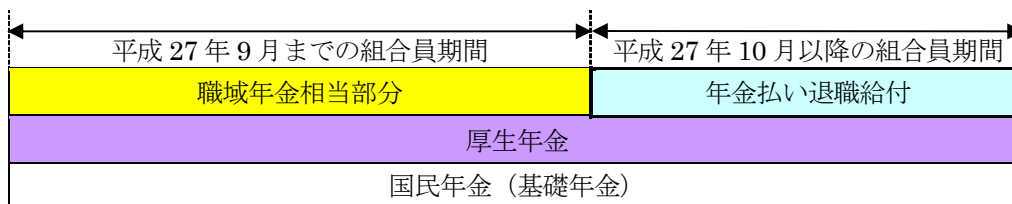
標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を利子と共に積み立てます。これを累積した「給付算定基礎額」が、年金の原資となります。

なお、年金額は、基準金利の変動や寿命の延び等を踏まえた年金原価率を基に改定されます。(基準利率、付与率、年金原価率は地方公務員共済組合連合会の定款で定められます。)

ウ 経過措置

平成27年10月以降に年金の受給権が発生する方で、平成27年9月までの組合員期間がある方については、その期間に応じた職域年金相当部分の年金が支給されます。その方に、平成27年10月以降の組合員期間がある場合は、その期間に応じた年金払い退職給付も支給されることとなります。

【平成27年10月以降に受給権が発生する年金のイメージ】



(4) 年金の支給額

年金額は、次の (A)、(B)、(C) を併せた額となります。

(A) 報酬比例部分 (①厚生年金相当部分+②職域年金相当部分※1+③年金払い退職給付※2)
組合員期間や標準報酬月額等により計算されます。

※1 平成 27 年 10 月以降は廃止されましたが、経過措置として平成 27 年 9 月までの組合員期間がある方については、その期間に応じた職域年金相当部分が支給されます。

※2 一元化後創設されたもので、平成 27 年 10 月以降の組合員期間により 65 歳から終身退職年金および有期退職年金として支給されます。(繰上げ、繰下げも可能。)

(B) 定額部分

特別支給の老齢厚生年金の受給者が 65 歳に達するまでに被保険者の資格を喪失し、障害等級 1 級から 3 級の障害状態にあり、かつ、障害者特例の請求を行った場合、または組合員期間が 44 年以上である場合に支給されます。

※老齢基礎年金に相当する部分で組合員期間の月数に応じて算定されます。

(C) 加給年金額

老齢厚生年金、または、障害厚生 (共済) 年金受給者と生活を共にする、加給年金額の加算対象者がいる場合に支給されます。

① 老齢厚生年金に加算される加給年金額

ア 受給者本人の要件

厚生年金被保険者期間が 20 年以上で、65 歳から支給される (本来支給の) 老齢厚生年金の受給権発生時または (特別支給の) 老齢厚生年金の受給権発生時に「(B) 定額部分」が支給される場合に加算されます。

イ 加給年金額の加算対象者と要件等

対象者	年齢等要件	収入要件	加給年金額
配偶者	65 歳未満で、20 年以上の加入期間を有する老齢または障害を事由とする年金を受けていない配偶者	恒常的収入が年額 850 万円未満 (所得が 655.5 万円未満)	389,800 円
子	○18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子 ○20 歳未満で障害等級が 1 級または 2 級に該当する障害状態にある子	※収入限度額以上であっても、5 年以内に定年等の理由のため収入減になる見込みがある場合は該当しません。	2 人まで 1 人につき 224,300 円 3 人目から 1 人につき 74,800 円

② 障害年金に加算される加給年金額

ア 受給者本人の要件

障害等級1級または2級に該当する障害厚生(共済)年金受給者

イ 加給年金額の加算対象者と要件等

対象者	年齢等要件	収入要件	加給年金額
配偶者	65歳未満で、20年以上の加入期間を有する老齢または障害を事由とする年金を受けていない配偶者	恒常的収入が年額850万円未満(所得が655.5万円未満)	224,300円
子	○18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 ○20歳未満で障害等級が1級または2級に該当する障害状態にある子	※収入限度額以上であっても、5年以内に定年等の理由のため収入減になる見込みがある場合は該当します。	2人まで 1人につき 224,300円 3人目から 1人につき 74,800円

(5) 老齢給付

「老齢厚生年金」は、受給要件を満たしたときに、支給されます。また、65歳から支給される(本来支給の)老齢厚生年金が支給される場合は、併せて国民年金法による老齢基礎年金も支給されます。

なお、経過措置として、昭和36年4月1日以前に生まれた方については、下表のとおり、65歳までの間、段階的に「(特別支給の)老齢厚生年金」が支給されます。

※被用者年金一元化に伴い厚生年金に統一されたため、平成27年10月以降に受給権が発生する年金の名称は「老齢厚生年金」となります。

① 受給要件

(特別支給の)老齢厚生年金	老齢厚生年金
<ul style="list-style-type: none"> ●60歳以上65歳未満であること ●1年以上の厚生年金被保険者期間(※1)を有すること ●被保険者期間等が10年以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上であること ●厚生年金被保険者期間があること ●被保険者期間等が10年以上であること

※1 2以上の種別の被保険者期間を有する者は、2以上の種別の被保険者期間を合算して1年以上とします。

② 支給開始年齢

(特別支給の)老齢厚生(退職共済)年金の支給開始年齢は生年月日により異なります。昭和36年4月2日以降に生まれた方は、「特別支給の老齢厚生年金」の支給はありません。

《支給開始年齢》

生年月日	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
S28.4.2 ～ S29.10.1		職域年金相当部分 特別支給の退職共済年金				職域年金相当部分+年金払い退職給付 老齢厚生年金 老齢基礎年金
↓↓厚生年金に統合↓↓						
S29.10.2 ～ S30.4.1		経過的職域加算額 特別支給の老齢厚生年金				経過的職域加算額+年金払い退職給付 老齢厚生年金 老齢基礎年金
S30.4.2 ～ S32.4.1		経過的職域加算額 特別支給の老齢厚生年金				経過的職域加算額+年金払い退職給付 老齢厚生年金 老齢基礎年金
S32.4.2 ～ S34.4.1		経過的職域加算額 特別支給の老齢厚生年金				経過的職域加算額+年金払い退職給付 老齢厚生年金 老齢基礎年金
S34.4.2 ～ S36.4.1				経過的職域加算額 特別老厚	経過的職域加算額+年金払い退職給付 老齢厚生年金 老齢基礎年金	
S36.4.2～					経過的職域加算額+年金払い退職給付 老齢厚生年金 老齢基礎年金	

③ 繰上げ支給

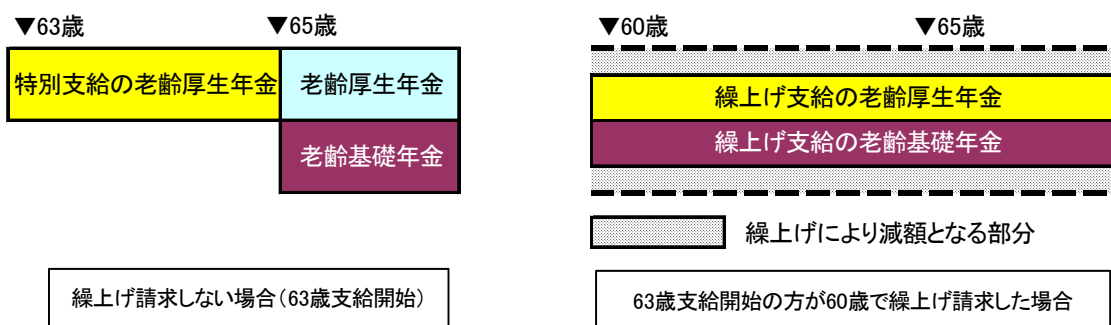
受給開始年齢の引上げにより、60歳から年金を受給できない昭和28年4月2日以降生まれの方は、60歳以降であれば、希望により1月あたり0.5%の割合で減額された年金を繰上げて受給することができます。ただし、年金額の減額は生涯にわたって続くこととなり、一度繰上げ支給の年金を請求すると取消しすることができません。また、いくつかの制約（次頁参照）がありますので、十分な検討を行ってください。

《繰上げ支給に伴うおもな減額率》

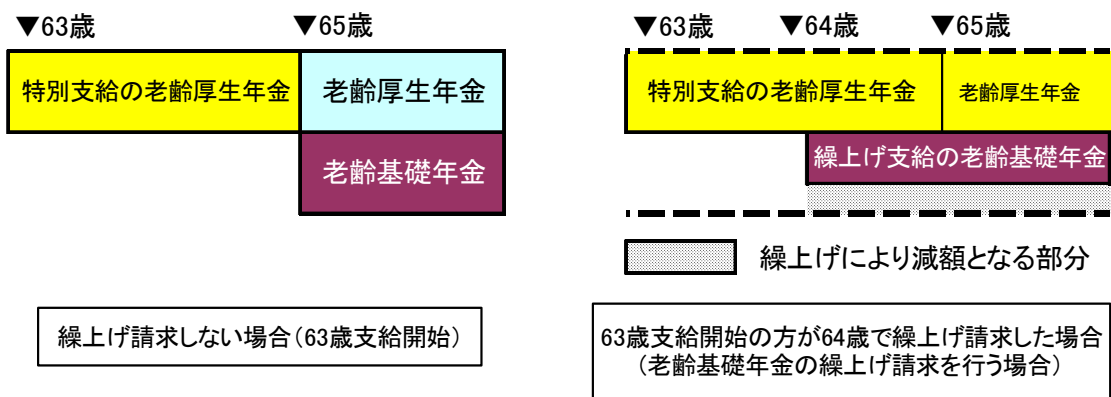
繰上げ期間（月数）	減額率
5年（60月）	30%
4年（48月）	24%
3年（36月）	18%
2年（24月）	12%
1年（12月）	6%

◎60歳以降、特別支給の退職共済年金・老齢厚生年金支給開始年齢前に繰上げて請求をする場合は、全ての老齢給付（厚生年金・基礎年金）を同時に繰上げて請求することが条件となります。（老齢厚生年金のみ、または老齢基礎年金のみを繰上げて請求することはできません。）

【イメージ図1】



【イメージ図2】



【繰上げ請求を行う際のおもな注意点】

- ア 繰上げ請求による年金の減額は生涯にわたって続きます。このため、受け取る期間の長短により、繰上げ請求しない場合よりも受け取る総額が減少する場合があります。
- イ 繰上げ請求を行った後に、取消しをすることはできません。
- ウ 老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金についても減額が行われます。(すべての年金が減額の対象となります。)
- エ 繰上げ請求後は、事後重症などによる障害給付の請求や繰上げ請求後に初診日のある障害基礎年金の請求を行うことはできません。

④ 老齢厚生年金、老齢基礎年金の繰下げ支給

65歳から支給される老齢厚生年金および老齢基礎年金は、本人の申出により66歳以降の希望する月から繰下げて受給することができます。繰下げ支給の年金額は1月あたり0.7%の割合で増額されて支給されます。

※繰下げ請求の申出は、66歳の誕生日以降70歳に到達するまで、1ヶ月単位で行うことができます。

※他の実施機関の老齢厚生年金を受給できる場合は、同時に繰下げの必要があります。

※老齢基礎年金、退職年金(年金払い退職給付)も繰下げの請求を行うことができますが、同時に繰下げの必要はなく、異なる時期に繰下げの場合はそれぞれに請求が必要です。

※障害を事由とする年金(障害基礎年金を除きます。)または遺族を事由とする年金の受給権を有する場合や、65歳以降の老齢を事由とする年金を受給している場合は、繰下げの請求ができません。

⑤ 老齢基礎年金(国民年金)

老齢基礎年金は、国民年金法に規定する期間が10年以上ある方が、65歳に達したときから支給されます。

老齢基礎年金の額は、加入可能月数(480月=40年)の全ての期間について保険料納付済みである場合特例水準額(満額)が779,300円で、その方の加入月数に応じて計算されます。

$$\bullet \text{老齢基礎年金の額(年額)} = 779,300 \text{円(満額)} \times \text{加入月数} / 480 \text{月}$$

加入月数は、次の期間を合計した期間となります。

- ア 第1号被保険者(国民年金保険料納付期間、免除月数がある場合は免除区分(全部または一部)に応じた割合の期間を加算)
- イ 第2号被保険者(20歳から60歳までの共済組合や厚生年金加入期間)
- ウ 第3号被保険者(昭和61年4月1日以降の第2号被保険者の被扶養配偶者の期間)

(6) 障害給付

障害給付には、被保険者（組合員）期間中に初診日がある病気やケガのために、障害等級 1 級から 3 級に該当したときに受けられる障害厚生（共済）年金と被保険者（組合員）期間中に初診日がある公務によらない病気やケガのために、障害等級 1 級から 3 級に該当しないが、一定程度の障害状態にあるときに受けられる障害手当金があります。

障害等級が 1 級から 3 級に認定され、受給権が発生（請求）すると、障害厚生（共済）年金が支給されます。また、障害等級 1 級または 2 級に該当する場合は、障害厚生（共済）年金とは別に日本年金機構から障害基礎年金が支給されます。

なお、平成 27 年 10 月以降、障害を事由とする年金の受給権が発生した際、在職中であっても支給されます（職域部分は除く）。ただし、同一の傷病について傷病手当金の支給を受けることができる場合は、傷病手当金が調整（減額）されます。

① 障害程度の基準

障害状態の基本の考え方は次のようになっています。

※障害等級は、身体障害者手帳等における認定等級とは異なることがあります。

【1 級】

身体の機能障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものをいいます。

※人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものをいいます。例えば身の回りのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできない、または行ってはいけぬもの。活動範囲がおおむね、病院内の生活でいえばベッド周辺に限られ、家庭内の生活でいえば就床室内に限られるものをいいます。

【2 級】

身体の機能障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものをいいます。

※必ずしも人の助けを借りる必要はないが、日常生活はきわめて困難で、労働による収入を得ることができない程度のものをいいます。例えば家庭内のきわめて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないまたは行ってはいけぬもの。活動範囲がおおむね、病院内の生活でいえば病棟内に限られ、家庭内の生活でいえば家屋内に限られるものをいいます。

【3 級】

労働が著しい制限を受けるかまたは労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のものをいいます。

② 受給要件等

次のすべてを満たす必要があります。

- 厚生年金被保険者期間に初診日（※1）があること。
- 障害認定日（※2）または障害認定日後 65 歳に達する日の前日までの間に障害等級が 1 級から 3 級までの状態にあること。
- 国民年金保険料の納付要件を満たしていること。

※1 病気にかかり、または負傷した方が、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日。

※2 初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日。ただし、その期間内にその傷病が治ったとき、またはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったときは、当該治った日または当該状態に至った日。

ただし、初診日から起算して1年6ヶ月を経過する前に下記の「特例症例」に該当した場合は、障害認定日は表のとおりとなります。

	症例	障害認定日
1	上肢または下肢を切断または離断	切断または離断した日
2	人工骨頭または人工関節を挿入、置換	挿入または置換した日
3	人工弁、心臓ペースメーカーまたは植え込み型除細動器（ICD）を装着	装着した日
4	人工透析療法を施行	透析開始から3ヶ月を経過した日
5	人工肛門を造設、尿路変更術を施行	造設または施行から6ヶ月を経過した日
6	人工膀胱を造設したもの	造設した日
7	咽頭を全摘出	摘出した日
8	在宅酸素療法を開始	開始した日

《障害年金の対象となる主な傷病の例》

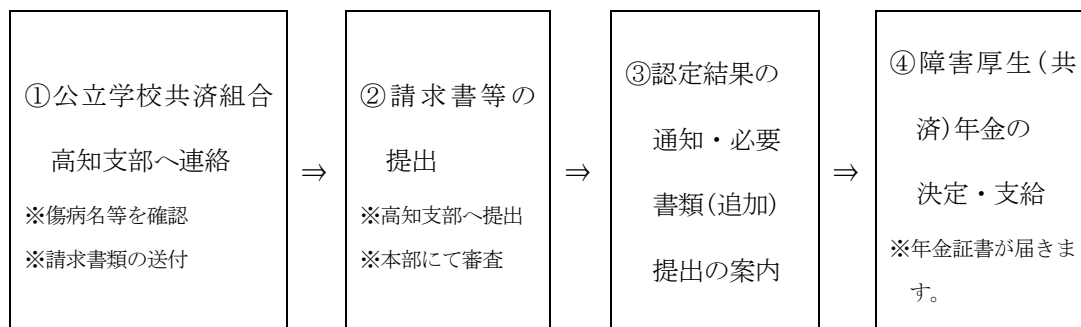
区 分	主な傷病名
眼	白内障、緑内障、網膜色素変性症、網膜脈絡膜萎縮、ブドウ膜炎など
聴力	感音性難聴、突発性難聴、頭部外傷・音響外傷・薬物中毒による内耳障害など
鼻腔	外傷性鼻科疾患など
口腔、そしゃく、言語障害	咽頭摘出術後遺症、上下顎欠損、失語症など
肢体の障害	上肢または下肢の離断または切断障害・外傷性運動障害、関節リウマチ、進行性筋ジストロフィー、変形性股関節症、重症筋無力症など
精神障害	統合失調症、躁うつ病、アルコール精神病、てんかん性精神病、認知症、高次脳機能障害、その他詳細不明の精神病など
呼吸器疾患	肺結核、じん肺、気管支喘息、慢性気管支炎、膿胸、肺線維症など
心疾患	狭心症、大動脈弁狭窄症、冠状動脈硬化症、心筋梗塞など
高血圧	悪性高血圧、高血圧性心疾患、高血圧性腎疾患（ただし、脳溢血による運動障害は除く）など
腎疾患	慢性腎不全、慢性糸球体腎炎、ネフローゼ症候群など
肝疾患	肝硬変、肝癌、多発性肝膿瘍など
糖尿病	糖尿病、糖尿病性と明示されたすべての合併症
その他	悪性新生物、再生不良性貧血、白血病、ヒト免疫不全ウイルス感染症（HIV）、慢性疲労症候群など

※表の病名だけで障害年金が認定されるわけではありません。

③ 手続

まず、傷病等について「初診日」と「傷病名」をご確認のうえ、当支部へご連絡ください。その後、年金請求手続きに必要な書類を送付します。

《支給までの流れ》



④ 障害程度が変動した場合の年金額

障害厚生（共済）年金受給者の障害程度が増進または障害程度が軽くなったときは、変動後の障害の程度に応じて障害厚生（共済）年金の額が改定されます。

ただし、障害程度3級に該当する受給者の増進請求は、65歳に達する日の前日までの間に限られます。（かつて1級または2級に該当したことがある場合を除きます。）

また、障害等級に該当する程度の障害状態に該当しなくなった場合は、支給が停止されます。

⑤ 障害手当金

組合員期間中に初診日のある病気・けがが初診日から5年以内に治り、障害厚生（共済）年金が支給されない程度の一定の障害の状態にある場合に支給されます。

ただし、下記のいずれかに該当する場合は支給されません。

- 障害基礎年金の受給に必要な保険料納付要件を満たしていないとき。
- 厚生年金保険の年金給付の受給権があること。（障害等級3級以上に該当しなくなって3年を経過した人を除く。）
- 国民年金の給付または共済組合等の年金給付の受給権があること。
- 同じ傷病・ケガで労災保険法による障害補償給付、労働基準法による障害補償、船員保険法による障害給付などを受けられる者。

⑥ 障害基礎年金

障害厚生年金における、障害等級が1級または2級に認定されたときは、日本年金機構から等級に応じた障害基礎年金が支給されます。

障害基礎年金は国民年金に加入した月数にかかわらず、それぞれの障害等級に応じた定額が在職中でも支給されます。

また、障害厚生年金の受給権を取得した当時から、引き続き加給年金の支給対象となる子がいるときには障害基礎年金に加給年金額が加算されます。

《年金額》

障害等級	1級	2級
年金額	974,125円	779,300円

【子の加算額】2人目まで1人につき224,300円、3人目以降1人につき74,800円

※子の加算額は、障害等級が1級または2級に該当する障害基礎年金の受給権者に、受給権発生時において、その者によって生計を維持されている18歳に達する年度の末日までにある子または障害等級が1級または2級に該当する20歳未満の子で、受給条件を満たすときに支給されます。

⑦ 傷病手当金と年金等の調整

障害を事由とする年金等については、在職中であっても受給することができます。その際、同一の傷病について傷病手当金を受給している場合は年金等との調整が行われます。

調整については、年金等が優先して支給され、傷病手当金が調整されることとなります。年金等の額が傷病手当金の額より多いときは、傷病手当金は支給停止となり、傷病手当金の額が年金等の額より多いときは、その差額が傷病手当金として支給されます。

なお、障害厚生（共済）年金は、請求してから決定までに一定の時間要することから、遡って決定されることがあります。そのため、すでに傷病手当金が支給済みの場合、傷病手当金の過払い分を返していただくこととなります。

(7) 遺族給付

遺族厚生年金は組合員または組合員であった方が死亡した場合に、その遺族に支給される年金です。

なお、死亡した者によって生計を維持されていた子のある配偶者、または子（遺族厚生年金の要件と同じです。）については遺族基礎年金が支給されます。

① 遺族厚生年金の受給要件

次のア～エのいずれかに該当するとき、その遺族に支給されます。

ア 組合員が在職中に死亡したとき

イ 組合員であった方が退職後に、厚生年金被保険者期間である間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年以内に死亡したとき

ウ 障害等級の1級または2級に該当する障害厚生(共済)年金の受給権者が死亡したとき

エ 組合員期間等が25年以上ある方が死亡したとき

② 遺族の範囲と受給の順位

遺族とは、組合員または組合員であった方の死亡当時、その者と生計を共にし、かつ、恒常的な収入が年額850万円（所得額では655万5千円）未満※の次の方をいいます。

※恒常的な収入が年額850万円以上あるが、年金受給権発生日（死亡年月日）時点から概ね5年以内に定年退職等により確実に年額850万円未満になることが明らかな場合を含みます。

順位	遺族	備考
1	夫、妻及び子	○夫は年金受給権発生日に55歳以上である者（60歳未満は支給停止。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できます。） ○子については ①18歳に達する日の属する年度末までの間にあって、かつ婚姻していない者 ②20歳未満で障害等級1級または2級の障害の状態にあり、かつ婚姻していない者 夫および妻には内縁関係にある方を含みます。また、子については死亡時に胎児であった子を含みます。
2	父母	受給権発生日に55歳以上（60歳未満は支給停止）
3	孫	子と同じ
4	祖父母	受給権発生日に55歳以上（60歳未満は支給停止）

先順位の者に支給されます。その後、先順位の方が失権した場合であっても、次順位の者に支給されません。（転給制度の廃止）

③ 遺族厚生年金の支給の停止

遺族厚生年金の受給者が次の場合は、支給が停止されます。

- ア 夫、父母または祖父母が遺族である場合
60歳に達するまで支給停止となります。
- イ 配偶者および子が遺族である場合
子に対する支給は停止し、配偶者に支給します。

④ 遺族厚生年金の失権

遺族厚生年金の受給権者が、下記の理由に該当した場合はその権利を失うことになります。

- ア 死亡したとき
- イ 婚姻したとき（届出をしていないが、事実上の婚姻関係にある者となったときを含む。）
- ウ 直系血族および直系姻族以外の方の養子となったとき（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者となったときを含む。）
- エ 死亡した組合員であった方との親族関係が離縁によって終了したとき
- オ 子または孫（障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にあるときは除く。）が18歳に達した日の属する年度末が終了したとき
- カ 障害等級の1級または2級に該当する障害状態にある子または孫について、18歳に達した日の属する年度末以降に、1級または2級の障害等級に該当しなくなったとき、または20歳に達したとき。

⑤ 遺族厚生年金の転給

遺族厚生年金の受給権を失権した場合において、次順位以下の遺族に支給されることはありません。

⑥ 若年期の妻に対する遺族厚生年金

夫の死亡時に遺族基礎年金の受給権がない30歳未満の妻が受けている遺族厚生年金は、5年を経過すると打ち切られます。

また、遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する30歳未満の妻が受けている遺族厚生年金は、30歳になる前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、その消滅した日から5年を経過すると打ち切られます。

⑦ 遺族基礎年金

死亡した方と生計維持関係にあった「子」または「その対象となる子がいる配偶者」に支給される年金です。

対象となる「子」は、18歳に達する日の属する年度末までにある子（1級または2級の障害状態にある子については、20歳未満）であり、かつ、現に婚姻していない方です。

なお、配偶者が遺族基礎年金を受けている間は、子の遺族基礎年金は支給停止になります。

(8) 離婚時の年金分割制度

離婚時の年金分割制度は、離婚する当事者それぞれの婚姻期間中における老齢給付（厚生年金等）の計算の基となる標準報酬を分割し、それぞれ自分の年金の基礎期間に算入することができるようです。

※離婚する当事者それぞれが婚姻期間中の標準報酬を分割するものであり、「年金額」を分割するものではありません。

年金分割の手続きは、請求期限（離婚をした日の翌日から2年）を経過すると、請求することができなくなります。また、すでに離婚等が成立し、相手方が死亡した日から起算して1ヶ月を経過すると請求することができなくなります。

① 分割方法

ア 【合意分割制度】

下記の条件すべてに該当した場合に、当事者の一方からの請求により厚生年金等の保険料納付記録（標準報酬）を分割できる制度です。この制度により分割される記録は、婚姻期間中の保険料納付記録に限られます。

【条件】

- 平成19年4月1日以降に離婚している、または事実婚関係を解消している
- お二人の合意や裁判手続きにより年金分割の割合を定めている
- 請求期限（離婚をした日の翌日から2年）を経過していない

イ 【3号分割制度】

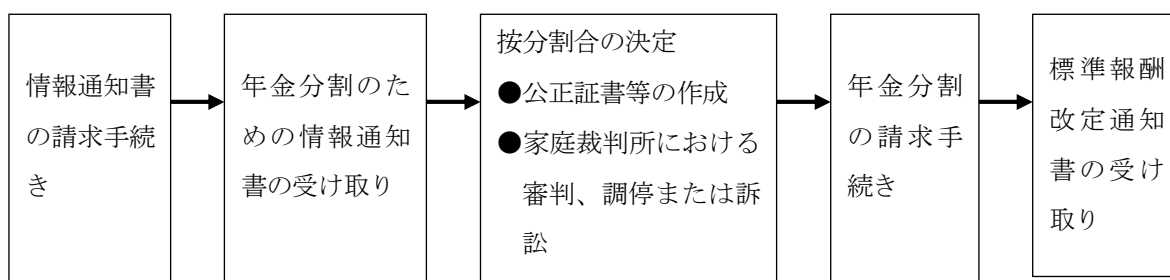
下記の条件すべてに該当した場合に、国民年金第3号被保険者※であった方からの請求により、相手方の保険料納付記録を2分の1ずつ当事者間で分割できる制度です。この制度により分割される記録は、平成20年4月1日以降の国民年金第3号被保険者期間中の記録に限られます。

※組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方

【条件】

- 平成20年5月1日以降に離婚している、または事実婚関係を解消している。
- 平成20年4月1日以降に、お二人の一方に国民年金の第3号被保険者期間がある
- 請求期限（離婚をした日の翌日から2年）を経過していない

② 年金分割までの流れ



年金分割は、情報通知書を受け按分割合を定めたとしても、年金事務所等に年金分割の請求手続きをしないと標準報酬は変更されません。

(9) 年金の併給調整

公的年金制度は、一人一年金が原則です。老齢・障害・遺族など給付事由の異なる年金の受給権がある場合には、選択する一つの年金が支給され、他の年金が停止されます。この選択については、いつでも将来に向かって変更すること（選択替え）ができます。

(10) 退職一時金の返還

① 該当者

○昭和54年12月31日以前に組合員期間が1年以上で公務員を退職し、退職一時金を受給した方で、その前歴を含めた組合員期間が20年以上となる方。

○20年に満たないが、退職一時金を受給の際、原資控除（年金を受給するための権利を残すため、退職一時金から年金の原資を控除すること。）を受けた方。

上記に該当する方は、受給した退職一時金の額に利子に相当する額を加えた金額を返還していただくことになります。

※通算（退職一時金の返還）の有無を選択することはできません。

② 返還額

返還額は、退職一時金の受給額に、期間および利率に応じて複利計算により算定した利子に相当する額を加えた額となります。利子の計算期間は、退職一時金を受給された日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月までの期間です。

③ 返還方法

年金の種別に関わらず、原則として受給する年金から控除することになります。控除額は、年金の各支給月における年金支給額の2分の1を限度として、返還すべき額に達するまでとなります。

(11) 所得による年金の支給停止

老齢年金受給権者が、在職中や再就職により引き続き被用者年金制度に加入している場合、年金と賃金等の合計額が一定の基準を超えると段階的に支給停止（全部または一部）となります。

※被用者年金制度に非加入で勤務される場合は、年金の支給停止はありません。

※再任用職員（フルタイム）等、共済組合員である間は「経過的職域加算額」については全額停止となります。

●2 以上の実施機関から老齢厚生年金を受けている場合、全ての老齢厚生年金を合算して支給停止額の計算を行います。支給停止額がある場合には、支給停止額をそれぞれの実施機関の年金額に応じて按分します。

●在職中の年金の支給停止額は、**年金（基本月額）**と**賃金（総報酬月額相当額）**に応じて算定されます。

用語説明

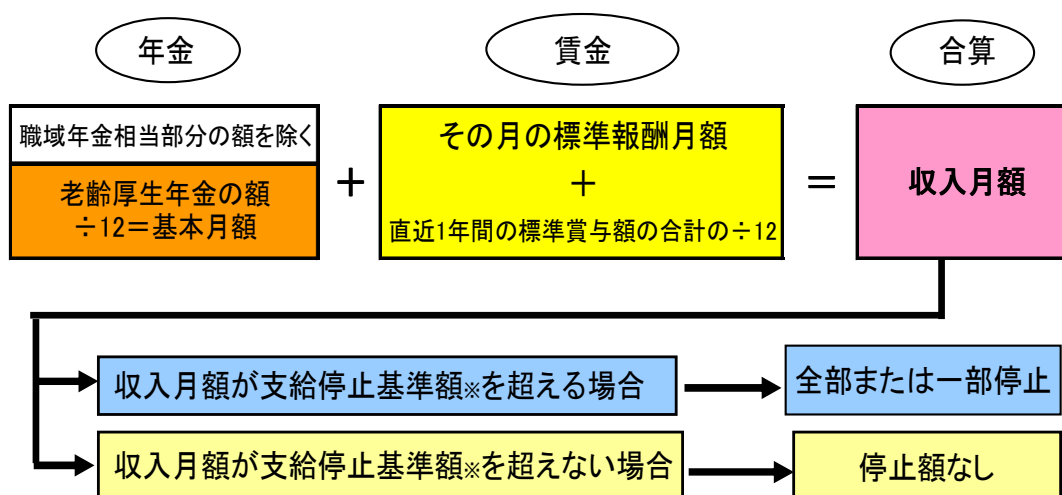
年金（基本月額）

すべての老齢厚生年金（職域年金相当部分・加給年金額等を除く） ÷ 12

賃金（総報酬月額相当額）

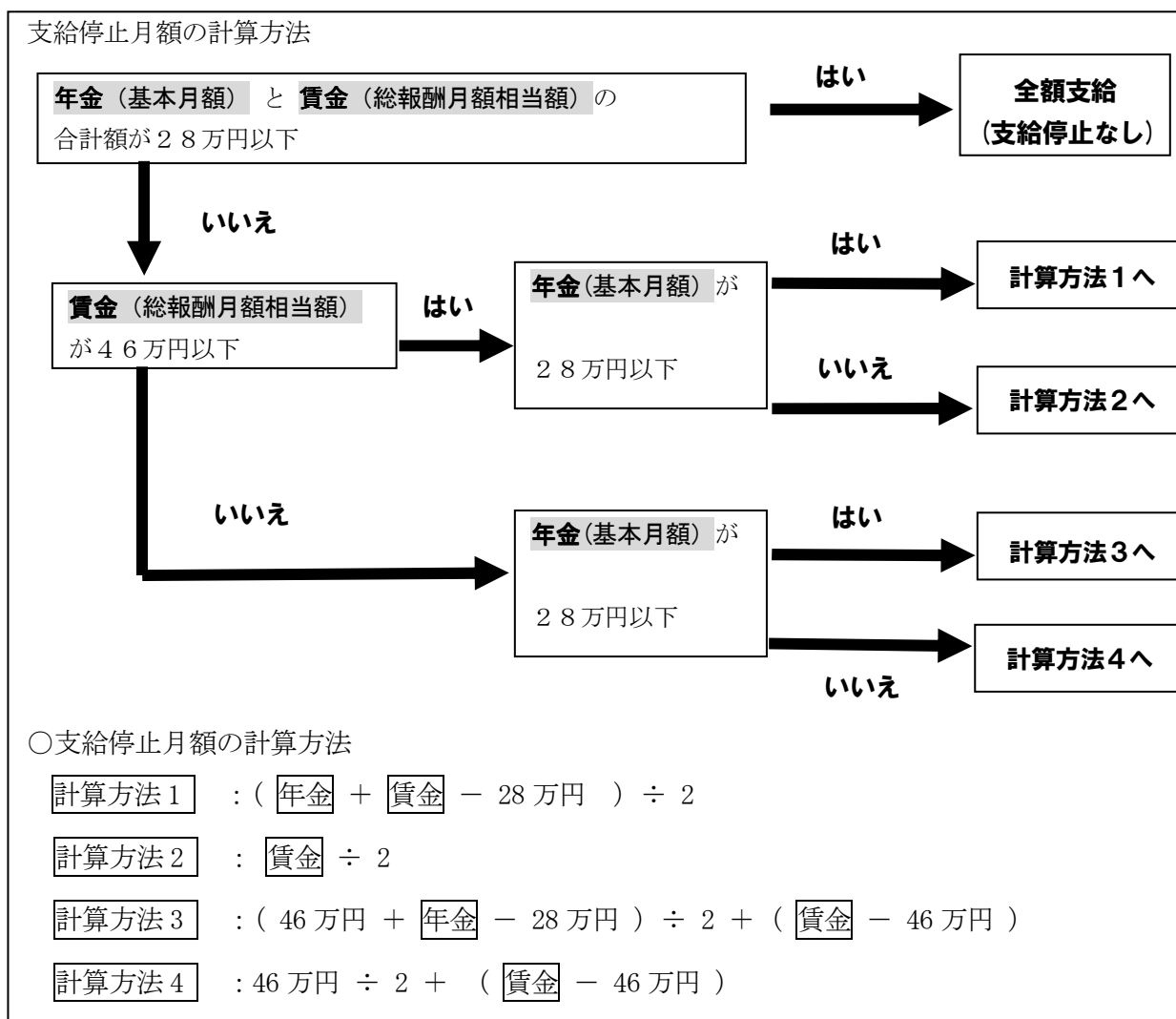
（その月の標準報酬月額） + （直近1年間の標準賞与の合計 ÷ 12）

【支給停止のしくみ】

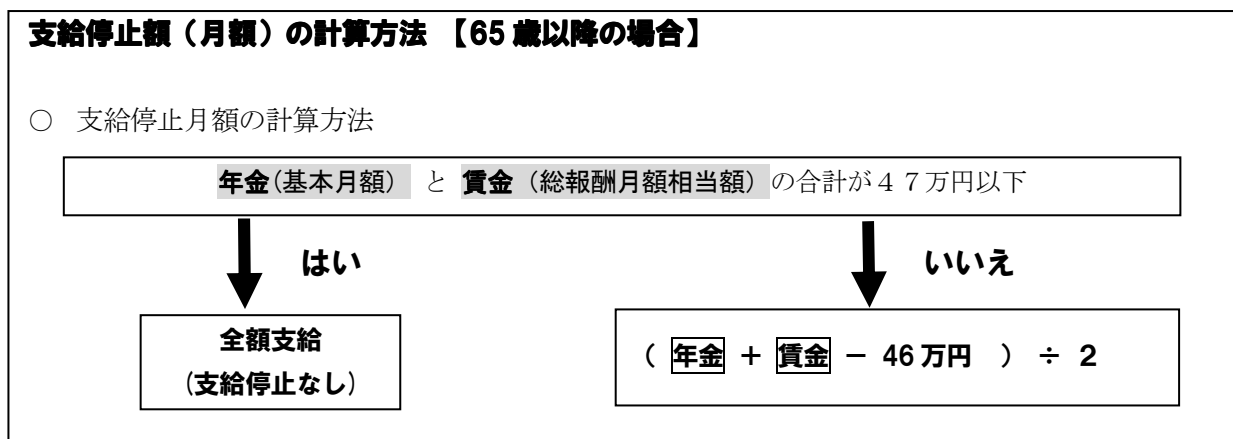


※支給停止基準額：65歳未満は28万円、65歳以上は46万円。

支給停止額（月額）の計算方法【65歳未満の場合】



支給停止額（月額）の計算方法【65歳以降の場合】



※上記の「28万円」および「46万円」は、平成30年度の支給停止基準額です。

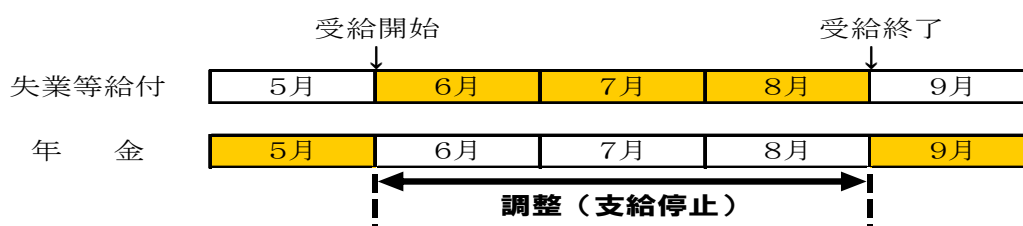
(12) 雇用保険法の給付と年金の調整

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の受給者が、基本手当または高齢者雇用継続給付（以下「失業等給付」といいます。）を受けるときは、失業等給付の額に関わらず、職域年金相当部分を除いた年金の全額が支給停止となります。なお、公務員は、雇用保険の被保険者とされていないため、失業等給付の対象となりません。

ただし、再任用職員（勤務形態によって未加入の場合もあります。）、公立大学法人等の組合員、公務員を退職後に雇用保険適用事業所に再就職した後に退職し、失業等給付を受給することとなった場合は、調整の対象となりますのでご注意ください。

なお、年金を受給されていて、失業等給付を受給される場合は、公立学校共済組合本部へ届出が必要となります。未届や遅延されますと、支給済みの年金を遡って返還することになります。失業等給付を受給される場合は、「基本手当」の額を確認し、年金の額と比較し検討してください。

〔失業等給付と年金の調整の仕組み〕



※  : 受給

※図の場合、6月分から8月分まで年金の支給が停止されます。（職域年金相当部分は除く。）

(13) 年金にかかる税金

公的年金等の年金収入は所得税法の規定により「雑所得」として所得税の課税対象となり、源泉徴収されます。（障害年金および遺族年金は非課税）

※年金には給料のような年末調整制度はありませんので、各自で確定申告を行う必要があります。

(14) 刑罰等による給付の制限

組合員または組合員であった者が、停職以上の懲戒処分を受けた場合、退職手当支給制限等の処分を受けた場合または禁固以上の刑に処された場合、支給を受ける老齢厚生年金または障害厚生（共済）年金のうち、年金払い退職給付および経過的職域加算額が最大60月の間、全額または一部支給が停止となります。

また、遺族厚生年金の受給者が禁固以上の刑に処された場合、その方が支給を受ける遺族厚生年金のうち、年金払い退職給付、経過的職域加算額の一部が支給停止となります。

(15) 時効について

年金は、受給権を有していても、請求をしなければ支給されません。受給権の消滅時効は5年です。受給する権利が発生した際は、忘れずに手続きをすることが大事です。

(16) 基礎年金番号について

公的年金制度では、平成9年1月から加入制度が変わった場合でも共通の番号として使用される「基礎年金番号」が用いられています。この番号によって、組合員のすべての公的年金制度の加入記録を把握し、加入期間の照会や年金相談、請求手続き等ができるようになりました。

もし基礎年金番号が分からない場合は、お近くの年金事務所へご自身で連絡をしてください。

(17) 年金の支給

年金の支給は、2・4・6・8・10・12月の15日（15日が金融機関の休業日に当たる場合は直前の営業日）に、支給期月の前月までの2か月分が支給されます。初回支給は、新規決定処理を行うため、遅れる場合があります。

(18) 退職時の手続き

組合員期間が1月以上あり、退職時に老齢厚生年金等の請求の資格（年金受給資格期間および支給開始年齢）を満たしていない方は、将来の年金受給に備え、共済組合の組合員期間を登録するために、「退職届書」を提出する必要があります。

該当者には退職時に「退職届書」を送付しますので、届きましたら速やかに提出をしてください。

※年金待機者として登録されると、公立学校共済組合本部から「年金待機者となられた方へ」（リーフレット）および「年金待機者登録通知書」がご自宅宛に送付されます。